

9. 本当にもうかりますか？ そのお誘い

事例 高校時代の友人から久しぶりに連絡があり、カフェで会うことになった。当日行ってみると、仲間と一緒に投資をしているという先輩を紹介された。「今 FX 投資で儲けている。いい儲け話がある。興味があるなら 50 万円の FX セミナーを受けたい。」投資以外にもひとり紹介すると 3 万円のマージンがもらえる。」と誘われた。高額なので支払うお金がないと断ったが、「スマホで消費者金融からすぐに借りることができる。人を紹介すれば簡単に儲かるので、それで返済すればよい。」と言われ、借り入れてしまった。しかしまったく儲からず、ひとりも紹介できない。友人とも連絡が取れなくなり、借金だけが残った。



以前はものを買わせてマルチの組織に加入させる相談が多くありましたが、最近のものではない情報商材を買わせたり、受講名目で金銭を要求する“ものなしマルチ”の相談が増えています。

マルチ商法とは？

マルチ商法は「MLM（マルチレベルマーケティング）」「ネットワークビジネス」「連鎖販売取引」と呼ばれることもあります。自分が勧誘した人が契約するとマージンが入る仕組みで、トラブルが多いため法律で厳しく規制されています。

ねずみ講（無限連鎖講）とは？

マルチ商法と似ている商法に「ねずみ講」と呼ばれるものがあります。「ねずみ講」は商品などが介在せず、お金を集め、集めたお金から配当をするのでいつか必ず破たんします。右の図のように 1 人が 2 人勧誘すると、いずれ日本の人口を超えてしまいます。法律では「ねずみ講」を開設することも勧誘することも禁じられています。

一見マルチ商法のように見えても実態は「ねずみ講」の場合もあるので注意が必要です。



消費者庁イラスト集より

マルチ商法ってなにが問題なの？

簡単にもうかる話はありません！！

- 人を誘うことは容易ではなく、誘った人から敬遠され人間関係が損なわれます。
- 人を誘うと自分も加害者になってしまいます。
- 法律を守って勧誘しても契約を取ることは難しいため
 - ✓ 販売目的を隠して誘う
 - ✓ 長時間の勧誘をする
 - ✓ だれでも簡単にもうかるように思わせる
 - ✓ うその年収を申告するよう誘導し無理な借金をさせるなどの違法な勧誘をしてしまうことがあります。
- 契約金額が高額になり、借金をしてまで契約をすると返済ができなくなることがあります。
- 契約先が海外の事業者だったり、所在不明で交渉すらできない事例が増えています。

令和４年４月１日から成年年齢が１８歳に引き下げられました。学生や成人になったばかりの若者が特に狙われています。

身近な人に悩んでいるような様子があれば、なるべく早く消費生活センターにご相談ください。

消費生活センター



勧誘されたらどうしたらいいの？

すぐに契約せず、周りの人にも相談をしてみましょう。契約をしても、**法律で定められた書面を受け取った日・商品を受け取った日、いずれか遅い日から20日間は、クーリング・オフ（無条件解約）できます。**クーリング・オフ期間が過ぎても中途解約は可能です。入会から１年以内、引き渡しから90日以内、未使用などの条件を満たせば、違約金を払って商品を返品できる場合があります。

お金が返ってこないことも・・・

「相手事業者と連絡がつかない」「返金を約束したのに、なかなかお金を返してくれない」などの事例が増えています。後でクーリング・オフしたらよいと安易に考えて契約しないようにしましょう。